

行政減量・効率化有識者会議説明資料

(独立行政法人日本貿易保険)

平成20年6月25日
経済産業省

独立行政法人整理合理化計画における指摘事項と取組状況

指摘事項

(日本貿易保険の措置)

- 経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行
- 民間参入の一層の促進

- 関連公益法人である(財)貿易保険機構への委託業務の見直し

(全独法に対する横断的措置)

- 随意契約の見直し、給与水準の適正化、内部統制・ガバナンス強化等

取組状況

- 全額政府出資の特殊会社化や貿易保険の運営の在り方について、4月より産業構造審議会貿易経済協力分科会貿易保険小委員会を設置し、民間事業者からのヒアリングも行った上で、今月20日に取りまとめを行い、パブリックコメントを実施中。(内容 別紙参照)

今後、整理合理化計画、本取りまとめの内容に即し、次期通常国会に向けて、特殊会社化等の制度改革作業を進めていく方針。

- 関連公益法人である(財)貿易保険機構については、平成20年3月末をもって解散し、6月末に清算終了の予定。

- 全独法に対する横断的措置についても、随意契約見直し計画に即し可能なものから競争入札等に移行する、国からの出向者の給与等の制度の見直しを検討する等、取組を進めているところ。

前提①

貿易保険制度の意義

- 通常の保険では負担できない貿易投資のリスクをカバー
- 国の重要な政策ツール
(通商政策、資源政策等との連携)

前提②

貿易保険を巡る環境変化

経済のグローバル化

資源獲得競争の激化

金融技術の高度化

地球環境問題

リスクの高度化・広範化

- 政策ニーズへの機動的な対応
- 経営のスピード、柔軟性の向上
- リスクマネジメント、ガバナンスの強化

(前提①・②を踏まえた)見直しの基本的方向性

- 日本貿易保険の組織体制について、政策的効果の発揮に必要な国の関与を担保しつつ、会社法の法的枠組を活用することにより、強固なガバナンスの下で経営のスピードや柔軟性を高め、サービスや効率性の向上を図る。
- 貿易保険の運営について、国の政策ニーズ、企業の取引形態等の変化、民間参入の状況を踏まえ、政策的効果の発揮やサービスの向上を図るため、制度の見直しを行う。

全額政府出資の特殊会社化

- 会社法によるガバナンスの強化
- 経営の自由度の向上
- 政策的効果の発揮に必要な国の関与

貿易保険の運営の在り方

- 資源獲得等、重点政策課題への取組
- 環境変化を踏まえた保険商品の見直しや法令による規律の簡素化
- 協調保険・共同保険の実施等、民間参入促進に向けた制度環境整備

政策的効果の発揮、サービス・効率性の向上

全額政府出資の特殊会社化について

(ガバナンスの強化)

- ・会社法の外部役員を基本として、外部ガバナンスの強化を図る。
- ・リスク管理について、専門性の高い人材の確保、管理体制の一層の充実を図る。
- ・情報開示について、国民に対して、財務諸表や各種経営指標を分かりやすく開示する。

(経営の自由度)

- ・民間の経営管理手法の導入やインセンティブの付与を可能とする。
- ・商品設計において、経営者による機動的な意思決定を可能とする。
- ・説明責任を果たすことを前提に、能力に応じた相応の給与水準の設定を認める。

(日本貿易保険に対する国の関与)

- ・貿易保険は国の事業であるため、国は日本貿易保険に対し、株主(出資者)として、定款や会社の枠組を決定するとともに、政策的効果を発揮する上で必要な関与を行う。
- ・その上で、業務運営については、会社法に基づく意思決定の下で効率的、機動的な経営が行われるよう日本貿易保険に委ねることが重要。

貿易保険の運営のあり方について

(国の政策ニーズへの機動的な対応)

- ・国よる政策的な観点からの必要な関与の下で、日本貿易保険は保険の商品設計や引受等において機動的に対応する。
- ・今後は、特に資源獲得への継続的支援、地球環境保険の創設、航空機や原子力産業などの海外展開支援が期待される。

(取引形態等の変化に応じた保険商品の見直しと国の規律の簡素化)

- ・諸外国の制度とのイコールフットイングの確保や、我が国法制や国益との整合性を勘案しつつ、個別具体的に検討する。
- ・商品内容について、可能な範囲で法令による規律の簡素化を検討する。

(民間参入促進に向けた制度環境の整備)

- ・協調保険・共同保険の実施(窓口の一元化を含む)、ユーザーのニーズを踏まえた保険商品の見直しを行い、民間によるサービス提供が可能な分野について、その提供機会を拡大することを通じて、官民全体によるユーザーに対するサービスの向上を目指す。

産業構造審議会貿易保険小委員会委員名簿

委員長:	佐々木 幹夫	三菱商事株式会社 取締役会長
委員	雨宮 寛	東京海上日動火災保険株式会社 常務取締役
	安念 潤司	中央大学法科大学院 教授
	岩村 充	早稲田大学商学研究科 教授
	江川 豪雄	三菱重工業株式会社 代表取締役副社長
	大前 孝雄	三井物産株式会社 常務執行役員プロジェクト本部長
	翁 百合	株式会社日本総合研究所 理事
	小幡 純子	上智大学大学院法学研究科 教授
	梶川 融	太陽ASG監査法人 総括代表社員
	川村 嘉則	株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員
	鳶 信彦	ジャーナリスト
	首藤 恵	早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	横田 絵理	慶應義塾大学商学部 教授

(ヒアリング実施先) 住友商事株式会社、伊藤忠商事株式会社、日揮株式会社
コファース・ジャパン信用保険会社、三井住友海上火災保険会社

(独)日本貿易保険の株式会社化に関する確認事項

独立行政法人日本貿易保険を政府全額出資の株式会社に移行するため、特別法(貿易保険法)において、以下の措置を講じる。

(株式)

1. 会社の株式は、政府が常時全額保有する旨の規定を置く。

(経済産業大臣の指揮監督)

2. 資源政策や通商政策との連携を確保するため、業務運営に関する経済産業大臣の指揮監督を規定する。(特に政策的に重要な案件についての引受指示を含む。)

(意思決定)

3. 効率的、機動的な経営を行うため、会社法に基づく意思決定を基本とする。役員を選任、内部統制や外部ガバナンスの整備は、会社法に基づき行うものとする。

(非課税措置)

4. 営利事業ではなく国の事業を行うため、法人税等の非課税措置を講じる。一方、利益が生じた場合には、必要な準備金の積立を除き全額国庫納付する旨の規定を置く。

(信用維持)

5. 政策的に重要な案件の引受及び大規模な保険事故の発生の際に会社の信用を維持するため、将来における政府の支援措置や存廃についての政府の関与を規定する。

※本確認事項は、12月19日に行われた甘利大臣と町村官房長官・渡辺大臣の会談において、3大臣間で確認・合意されたもの